

## 研究部会規程

- 1 本会会則第18条にもとづく研究部会の設置・運営は、本規程の定めるところによる。

### (目 的)

- 2 研究部会は、会員間での研究知見の共有や交流を促進し認知心理学の幅広い発展をうながすことを目的に設置し、運営する。

### (設 置)

- 3 研究部会の設置は、その運営方針や体制を記した文書をもとに理事会が審議し、承認する。

### (助 成)

- 4 研究部会にかかる助成額は、研究部会が毎年度申請を行い、理事会において審議し、決定する。国際学会等との共催等、特別な事情が発生した場合には、理事会の承認を得て増額を認める場合がある。

### (報告義務)

- 5 研究部会は総会にて、年間の活動報告と会計報告を行わなければならない。

### (継続申請)

- 6 研究部会を継続する場合には、原則として3年を目途に理事会に継続申請を行い、承認を得るものとする。

### (終 了)

- 7 研究部会を終了する場合には、代表者が理事会にその旨報告を行う。その時点で学会から支給された助成金の残金がある場合には、学会に返還する。

### (改 正)

- 8 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2019 年5月26日より施行する。
- 2 本規定改正案は、2022年2月20日から施行する。
- 3 本規定改正案は、2024年6月1日から施行する。